

第48回丸亀お城村城内通行規則

◆下記の点に十分注意して城内を通行してください◆

☆ 城内の進行等いかなる場合においても 実行委員会の指示に従ってください。

☆ 城内は 徐行(10 km/h 以下) してください。

☆ 城内は 左回り(反時計回り)の一方通行 です。

尚、5/2(火)、5/5(金)は御殿門前で U ターンとします。

☆ 著しく車高の低い車など、城内の通行の妨げになる 改造車等は入場出来ません。

☆ 下記の 通行許可時間 を 厳守 してください。

5月3日(水)6:00 ~ 8:30 、 21:40 ~ 22:50

5月4日(木)6:00 ~ 8:30 、 17:50 ~ 19:40

☆ 5/3(水)・4(木)両日とも 搬出時間は実行委員会で城内放送 します。

各団体の責任者から連絡があるまでは入城しないでください。

☆ 特に 5/4(木)搬出時間前に 入口に並ぶようなことは絶対にしない でください。

☆ 通行許可証は必ず車のダッシュボードに置いてください。

携行していない場合は いかなる理由でも入城できません。

☆ お城村広場(芝生広場)出店者は 西門から入場し、西門より出てください。

☆ その他出店者は 南門から入場し、西門より出てください。

☆ 城内の通行の際には、城内の通行人に十分な注意を払い 運転してください。

☆ 御殿表門 は 通行禁止 とします。

☆ 各部会より交通整理係を一人 出してください。

上記に 違反された場合は、来年度通行許可証を 発行致しません。